

障害者110番研修会

障害者虐待防止テーマに3年ぶりに開催

障害者110番事業研修会は、障害のある方の人権擁護に係る相談事業の向上を目的に開催してきましたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響から開催できずにいました。3年振りに7月27日～8月15日の期間、障害者虐待防止法をテーマに令和4年度障害者110番事業研修会を限定配信で開催し、全国から相談従事者はじめ、障害者団体や行政機関等関係者118名の方々に視聴いただきました。



講師の辻川圭乃弁護士



講師の松崎貴之虐待防止専門官
(厚生労働省)

日
身
連

発行所
社会福祉法人
日本身体障害者団体連合会
(中央障害者社会参加推進センター)
発行人 阿部一彦
東京都豊島区目白3丁目4の3
デアダンクビル4階
TEL 03-3565-3399㈹
FAX 03-3565-3349
<http://www.nissinren.or.jp>
Japanese Federation of
Organizations of the
Disabled Persons (JFOD)
年間購読料 正会員1部 300円
非会員1部 1000円

障害者虐待防止法は、平成24(2012)年10月に施行され、間もなく10年が経過しようとしていますが、期待に反し、依然として障害者虐待の深刻な事案はあとを絶ちません。

そこで、今回の研修会は、二人の講師をお招きし、障害のある方の権利擁護等と向き合っている相談従事者の方々の研修の場として行いました。

まず、冒頭、阿部一彦会長から「近年、障害者虐待に関する報道や虐待件数が上昇傾向にあることに注目し、国の障害者虐待の防止対策等の取組や障害者虐待を取り巻く課題、さらには今後の防止対策等について一緒に考える場となることを期待したい。」と開講下さいました。

講演は、まず、厚生労働省の松崎貴之虐待防止専門官(厚生労働省障害保健福祉部障害福祉課地域生活支援推進室)

から「障害者虐待の実態と防止にむけた取組等について」と題し、令和2年度虐待対応状況調査結果の報告や障害者虐待防止対策にむけた理解等について、直近の施策の状況等も含めて、お話し

いただきました。続いて、辻川圭乃弁護士から「障害者虐待防止の現状と課題、さらなる取組への期待について」と題し、障害者虐待防止法下における現状と、法律の内容の再確認や3つの課題(※1)について、障害者虐待の事案等を紹介しながら講演いただきました。

また、今回はオンライン配信であったことから、事前に参加申込者から質問(※2)を受け付け、講師の先生方に回答いたぐなど、参加者の声が届くような試みもしました。オンライン開催でしたが、障害者虐待に至るまでの背景や要因、未然に防ぐための対策等について、ともに考える場となりました。

※2 質問

- ①現行の障害者虐待防止法の通報義務の対象に、病院、学校、保育所及び官公署が含まれていない
- ②虐待を発見し、そのことを行政に通報した人に対して不利益取扱いがなされたり、名誉棄損などして損害賠償訴訟を起こされる事案が多くならない
- ③障害者虐待対応について、市町村においてばらつきがある
- ④未然防止策にはどのような方法があるか確認したい
- ⑤就労移行支援事業所内での男女交際に関する規定策定の疑問
- ⑥虐待につながる懸念のある相談対応に関する助言

障害者総合支援法改正法施行後3年の見直し 障害者部会が報告書

障害者総合支援法の施行後3年の見直しについては、厚生労働省社会保障審議会障害者部会（以下、「障害者部会」という）において、令和3（2021）年3月から概ね月2回開催のペースで、集中的に検討を行つてきました。団体ピアリングや各論点の検討などを経て、このたび見直しについての報告書がまとまりました。

日身連は、阿部会長が障害者部会委員として参画したほか、ヒアリング団体としても意見を述べました（※）。日身連が一貫して述べてきたことは、地域で暮らす障害者は必ずしも障害福祉サービス利用者だけではないこと、そうした障害者が地域で生きがいをもつて暮らすためには、健康づくりや社会参加の充実が

6月17日、労働政策審議会は、障害者雇用分科会からの報告を受け、厚生労働大臣に対し、今後の障害者雇用施策の充実強化について意見書を提出しました。

今後の障害者雇用施策の充実強化について 厚生労働省労働政策審議会障害者雇用分科会 意見書

日身連からは小西慶一副会长が障害者雇用分科会の委員として参画しました。

意見書の主な内容は次のとおりです。

1. 雇用の質の向上に向けた事業主の

▼障害者総合支援法改正法施行後3年の見直しについて 報告書のサイト 厚生労働省
https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000107941_00002.html



身体障害者相談員全国連絡協議会 理事会の模様

身体障害者相談員に関する調査 身障相談員全国連絡協議会で調査内容検討

▼労政審障害者雇用分科会意見書のサイト（厚生労働省）
https://www.mhlw.go.jp/stf/newpage_26265.html



身体障害者相談員による相談活動については、平成24（2012）年に身体障害者相談員（以下「相談員」という）の委嘱業務が都道府県から市町村へ移譲されることに伴い、相談員数の減少や地域間格差が進み、また制度を担う相談員の高齢化も問題となつてきました。こうしたことから、日身連は身体障害者相談員全国連絡協議会（以下「協議会」という）などと連携し、相談員に関する調査を実施することとし、7月15日に、協議会の臨時理事会をオンライン開催し、具体的な調査内容について検討を行いました。

調査は各加盟団体や身体障害者相談員協議会を対象に行い、把握された情報をもとに、協議会で分析を行い、その結果を報告する予定です。今回の調査が、全日本の身体障害者相談員の活動強化につながる資料となることが期待されます。

責務の明確化
事業主に対し、適正な雇用管理をより一層積極的に行うことを探める。

雇用施策と福祉施策のさらなる連携強化
障害者の就労支援に従事する人材に対する、福祉分野と雇用分野の知識・スキルを横断的に付与する基礎的研修を実施するなど、専門人材の育成を強化する。

多様な障害者の就労ニーズを踏まえた働き方の推進
障害者雇用の質の向上の推進として周知する必要がある」と述べられたほか、地域生活支援事業の今後の取組として、「地域共生社会や障害者の健康を支援する観点からも重要なとの認識から、社会参加支援に関する取組を進める必要がある」などと述べられています。報告書の詳細は、厚生労働省の関係ページからご覧いただけます。

週所定労働時間10時間以上20時間未満の重度身体障害者等の就労機会の拡大のため、これらの障害者を事業主が雇用した場合に、特別的な扱いとして、実雇用率において算定できるようにする。

障害者雇用の数で評価する障害者雇用調整金等による支出増加を抑制し、その分を助成金に充て、企業が実施する職場定着等の取組を支援する。

特集

情報分野のバリアフリー 新法成立―格差是正へ前進

5月19日、衆議院本会議において、「障害者による情報の取得及び利用並びに意思疎通に係る施策の推進に関する法律(障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法)」が全会一致で可決、成立し、5月25日に施行となりました。

長年のとりくみの成果

この法律は、国内の障害当事者団体・関係団体が制定を求めてきたものです。この法律では、①障害の種類・程度に応じた手段を選択できるようにする②地域に関わらず等しく情報取得等ができるようになる③障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できるようにする④高度情報通信ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)を基本理念としています。共生社会の実現に向け、国や自治体には障害の種類や程度にかかわらず、施策を定め実施する責務があると規定されたのです。

たとえばこんな情報格差

参議院厚生労働委員会委員長提出の法案概要で、「障害者が直面している情報格差の例」として以下が挙げられました(一)災害時等のテレビニュースなどに、手話・字幕・音声が一緒になった案内がない、・邦画には日本語字幕がない、・各種問い合わせ先や連絡先に電話メールによる案内がない)。今後このような身近な「情報格差」が一つひとつ解消され、アクセシビリティの保障やバリアフリー対応の実行が求められます。

国民の关心・理解の増進

第15条では、「国民の关心及び理解の増進」として、国及び地方公共団体は「機器等の有用性・意思疎通支援者が果たす役割等、障害者による情報取得等の重要性に関する关心・理解を深めるための広報・啓発活動の充実」等のため、必要な施策を講じるものとされています。

附帯決議では、機器や役務の優先調達、法の見直し、相談窓口の設置などが明記されています。特に大規模災害が懸念されるいま、第10条「法制上・財政上の措置等」を根拠に、第12条(防災及び防犯並びに緊急の通報)に明記された「多様な手段による緊急の通報の仕組みの整備の推進その他の必要な施策を講ずるもの」の充実が強く望まれます。

COMMENT



一般社団法人
全日本難聴者・中途失聴者団体連合会

理事長 新谷 友良

しんたに とも よし

移動分野に比べて、情報アクセス・コミュニケーション分野の法制化は遅っていました。今回制定された「障害者情報アクセシビリティ・コミュニケーション施策推進法」の基本理念として①障害の種類・ネットワークの利用・情報通信技術の活用を通じて行う(デジタル社会)を基本理念としています。共生社会の実現に向け、国や自治体には障害の種類や程度にかかわらず、施策を定め実施する責務があると規定されたのです。

程度に応じた手段を選択できる②障害者でない者と同一内容の情報を同一時点において取得できる、などが挙げられたことは非常に重要で、今後の施策が常にこの理念に沿って進められることを期待しています。



お知らせ

協賛広告のスポット利用がスタートしました！

このたび日身連では、協賛広告の掲載をご検討中の皆さんに、ご利用いただきやすいよう、掲載期間を限定したスポット広告を開始することとなりました。

大会やイベントの告知等にぜひご活用ください。

【掲載枠の概要】

通常1枠(縦2.5cm、横4.5cm)12カ月掲載のところ…

- ①2枠分を6カ月
- ②4枠分を3カ月
- ③6枠分を2カ月

金額はすべて
30,000円
(税込)



[お問合せは日身連事務局まで]

電話 03-3565-3399 FAX 03-3565-3349

令和3年度に各ブロックから提出された要望事項については、理事会や日身連組織体制強化及び障害者施策等に関する検討委員会において、内容の整理を行い、与党関係議員を通じて関係府省庁へ提出しておりましたが、このたび、各府省庁から回答をいただきまして、冊子「要望事項回答文書」として取りまとめ、各加盟団体へ配布しました。

具体的には障害者差別解消法の理解啓発、新型コロナウイルス感染症への対応、障害福祉サービス、災害時の対応、交通機関の利用などに関する

要望をはじめとして、厚生労働省19件、内閣府6件、国土交通省6件、文部科学省2件、総務省1件、財務省1件、警察庁2件、新型コロナウイルス感染症関連5件の計42件の要望数となりました。

なお、ブロックからの要望にお応えし、今回からどのブロックから提出された要望内容かがわかるように、ブロック名を明記しました。

日身連は、地域の障害者の声が施策等に反映されるよう、引き続き各ブロック・加盟団体と連携して、諸課題に取り組んでまいります。

令和4年度要望事項回答文書取りまとめ

令和4年7月日身連役員等の各委員会会議等への出席状況

時理事会 WEB開催

○19日(火)

▼JDF三役会・全国知事会トップ会談

WEB開催／阿部一彦会長(JDF代表として)

○20日(水)

▼第21回日身連財政の安定化に対する検討委員会 WEB開催

○4日(月)

▼内閣府障害者政策委員会第67回 WEB開催／阿部一彦会長

○5日(火)

▼厚労省自立支援振興室訪問 厚生労働省内／阿部一彦会長

▼厚労省共生社会等に関する基本理念等普及啓発事業第1回実行委員会 AP東京八重洲(東京都中央区)／阿部一彦会長

○6日(水)

▼障害者110番事業研修会収録 WEB開催／阿部一彦会長

○7日(木)

▼内閣府障害者政策委員会第68回 WEB開催／阿部一彦会長

○13日(水)

▼富山県身連主催第25回障害者相談員活動強化研修会 吳羽ハイツ(富山県富山市)／竹内正直評議員(山梨県障害者福祉協会理事長)

○15日(金)

▼日本障害フォーラム(JDF)第204回幹事会 WEB開催／菊地通雄常務理事兼事務局長

○31日(日)

▼第11回障害フォーラム in やまと 富山県総合福祉会館(サンシップ)とやまと／阿部一彦会長(基調講演・JDF代表として)

○27日(水)

▼令和4年度第2回日身連正副会長会 WEB開催／阿部一彦会長

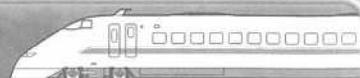
○26日(火)

▼国交省当事者目線にたつた評価指標策定のためのプレ調査意見交換会 WEB開催／阿部一彦会長

○25日(月)

▼令和4年度第1回障害放送協議会 WEB開催／阿部一彦会長

ジパング俱楽部特別会員のご案内



新型コロナウイルスに関するお知らせ

新型コロナウイルスの影響により、期限内に更新の手続きができなかった場合は、必ず下記取扱団体へお申し出ください。期限を超えても更新として手続きいたします(詳細は日身連事務局・各取扱団体まで)。

**■加入資格 身体障害者手帳をお持ちで
男性満60歳、女性満55歳以上の方**

■年会費 1,400円

■きっぷの割引について

- (1) 割引対象となるきっぷ: JR線を「片道、往復、連続」で201km以上ご利用される場合、特急券・グリーン券・指定券などが割引されます。(新幹線「のぞみ」「みずほ」など一部割引とならないきっぷがあります)
- (2) 割引の内容: 3割引(ただし新規会員(期限切れ会員含む)は初回3回まで2割引となります)
- (3) 割引とならない期間: 4月27日~5月6日、8月10日~

8月19日、12月28日~1月6日の全ての期間

- (4) 介助者の割引: 第1種身体障害者の方で、介助者が同行される場合は、介助者も同様の割引となります

■お申込みにあたっての注意点

- (1) お申込みをいただいてから、お手元にジパング手帳が届くまで約3~4週間程度かかります。ご旅行の際は余裕をもってお申込みください
- (2) 会員誌などの特典サービスはありません
- (3) 1年ごとの更新のお知らせ等は差し上げていませんので、手帳の使用期限には十分ご注意ください

■お申込み方法

各都道府県・政令市の日身連加盟団体もしくは取扱い団体にお問い合わせください

電話:03-3565-3399

FAX:03-3565-3349

ジパング俱楽部特別会員取扱団体一覧▶



新刊
ござんない

障害者相談員のための活動ハンドブック

2021年4月発行 A5判/122頁 領布価格1,000円(税込)

当会は、かねてより「障害者相談員活動」の促進を図るため、研修事業とともに、「手引書」や「事例集」の作成に取り組んできました。そうしたなかで、本書の前身となる『障害者相談活動のあり方・すすめ方』の発行から10数年が経ち、各方面からハンドブックの増刷や改訂のご希望をいただきました。そうしたご希望に応え、今般、より活用しやすいハンドブックとして、『障害者相談員のための活動ハンドブック』を発行いたしました。本書は、相談支援をすすめる上での相談員としてのあり様や、障害者関係の制度等に関する基礎的な知識や技術を収めたハンドブックです。障害者相談員はもとより、障害者の相談を担当される方や団体関係者の方々の参考教材として是非ご活用ください。



お問合せ・お申し込み先

社会福祉法人日本身体障害者団体連合会 事務局 〒171-0031 東京都豊島区目白3-4-3
電話 03-3565-3399 / FAX 03-3565-3349 URL <https://www.nissinren.or.jp>

大分県身体障害者福祉協会

大分国際車いすマラソン大会



一般社団法人

宮崎県身体障害者団体連合会
会長 永田 照明

都城市高城地区身体障害者福祉会
会長 永田 照明

社会福祉法人

沖縄県身体障害者福祉協会

沖縄県八重瀬町字仲座 1038-1
TEL 098-851-3455
FAX 098-851-3855

さわやかな思いやりを広げています

公益財団法人
北九州市身体障害者福祉協会

〒804-0067
北九州市
戸畠区汐井町1-6 ウエルとばた6階
電話 093-883-5555 FAX 093-883-5551

障がい者の視点から
誰もが安心して暮らせる
社会をめざす

社会福祉法人
福岡市身体障害者福祉協会
福岡市中央区荒戸3-3-39 市民福祉プラザ4F
TEL 092-713-1353 FAX 092-713-1393

協賛廣告募集中

全国の加盟団体を通じてお申込みいただけます

TEL 03-3565-3399 FAX 03-3565-3349